

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年2月6日(火)午後3時00分～午後4時12分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員(12名)

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	雅昭

4 本委員会に欠席した委員(2名)

農業委員		
4番	青木	清美
14番	石原	孝之

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範
事務局長代理 平坂 昌美
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する件
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、2月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、2月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により1番 住吉 一久 委員、2番 山岡 知博
委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説
明いたします。
議案書は、1ページをご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。
令和6年2月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は4件で、申請面積は23,299.00
㎡です。

なお、3番と4番については、農地を交換する案件となっております。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町山崎〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は神奈川県横浜市緑区十日市場町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇さん
です。

申請農地は朝日町山崎〇〇〇番外5筆、地目は田、5筆、畑、1筆、合計
9,590.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

住吉一久委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区、花房及び山崎新地内、譲受人の自宅から約430m、車で約
2分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落
内で耕作しており、申請地についても譲渡人より譲受人が所属する法人が借受け、耕
作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周
辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満
たしているものと思ひま。

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町金山〇〇〇番地、〇〇 〇さんです。

2番 譲渡人は東京都世田谷区北沢5丁目〇〇番〇-〇号、〇〇 〇さんです。

申請農地は朝日町金山〇〇〇番外3筆、地目は田、4筆、合計7,825.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

住吉一久委員、弓野良子委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、大家庄地区、金山地内、譲受人の自宅から約240m、車で約1分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても譲渡人より借受け、耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思

います。議案書は、1ページをご覧ください。

3番 譲受人は朝日町山王〇番地、〇〇 〇〇さんです。

3番 譲渡人は朝日町不動堂〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町山崎新〇〇番、地目は田、1筆、合計2,908.00㎡です。

権利の設定としては、「双方の要望による」となります。

青木清美委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

3ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区、山王地内、譲受人の自宅から約130m、車で約1分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思

います。議案書は、1ページをご覧ください。

4番 譲受人は朝日町不動堂〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇さんです。

4番 譲渡人は朝日町山王〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町殿町〇〇〇番外1筆、地目は田、2筆、合計2,976.00㎡です。

権利の設定としては、「双方の要望による」となります。

青木清美委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

3ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区、殿町地内、譲受人の事務所から約1.5km、車で約5分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。また、譲受人が法人である場合には、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることが要件の一つとしてありますが、本議案の譲受人については、許可申請書等により、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件の全ての要件の基準を満たしていることを確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

住吉一久委員と中野義博委員から意見書をいただいておりますので、住吉一久委員から意見を願います。

住吉委員 譲渡人は県外に転出しており、旦那さんが亡くなられたことから、以前から耕作を任せている法人の構成員である譲受人に譲渡するものであり、問題はないものと思われま

会 長 続きまして、中野義博委員いかがでしょうか。

中野委員 事務局から説明のあったとおり、以前から譲受人が所属する法人が耕作を任されていることや、申請地②の右上には、譲渡人の旦那さんが農機具の格納庫として使用していた倉庫があり、それを譲受人が所属する法人が農機具の格納庫として譲り受けておられ、また、申請地④の下側には、当該法人の乾燥調製施設として使用されている納屋があるなど、周辺施設の状況からも、譲受人が取得することが適当と思われま

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。
住吉一久委員と弓野良子委員から意見書をいただいておりますので、住吉一久委員から意見を願います。

住吉委員 譲受人と譲渡人は、親戚関係にあり、以前から耕作を任せている譲受人に譲渡するものであり、問題はないものと思われま。

会 長 続まして、弓野良子委員いかがでしょうか。

弓野委員 事務局と住吉委員から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の3番及び4番の議案につきまして、関連がありますので、一括して審議したいと思います。

中野義博委員と青木清美委員から意見書をいただいておりますが、青木清美委員が欠席ですので、中野義博委員から意見を願います。

中野委員 議案第1号の3番及び4番の申請地については、それぞれ譲受人が周辺で耕作をされていることから、集約化の観点からも、問題はないものと思われま。

会 長 議案第1号の3番及び4番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の3番及び4番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは、4ページをご覧ください。
議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めま。
続いて、12ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は4件となり、

田：17筆：7,546.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、7ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、4件、7,546.00㎡、うち再設定を含む申請は、1件、1,769.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各4件、7,546.00㎡、相対契約であります。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、町外の貸し手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は17件となり、

田：57筆：113,423.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、11ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、17件、113,423.00㎡、全てが再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各17件、113,423.00㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、1件、4,785.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、15ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は17件となり、

田：57筆：113,423.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、16ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、17件、113,423.00㎡、全てが再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各17件、113,423.00㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、3件、25,148.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第3号において、当事者である〇〇〇〇委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まずは、13ページの議案第3号41番について、審議したいと思います。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。

13ページの議案第3号41番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、いまほどの当事者の案件以外の議案第2号及び議案第3号の案件について審議したいと思います。

ご意見及びご異議はありませんか。

会 長 議案第2号5番及び6番の農地について、平柳地内の国道8号の山側のところか。

事務局 泊駅南土地区画整理事業のエリア内の農地であり、申請農地の工事が完了したことに伴い、利用権の設定を行うものであります。

会 長 その他に、ご意見及び異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用区域からの除外に関する件」、次のとおり農用区域からの除外願いがあり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、朝日町長から意見を求められておりますので、審査願います。

令和6年2月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦
除外1件です。

1番 願出者は、譲渡人である山形県天童市芳賀タウン南3丁目〇〇番〇〇-〇号〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

除外後の譲受人は、朝日町平柳〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町不動堂〇〇番〇、地目は田 244㎡、現況は、雑種地、同じく不動堂〇〇〇番〇、地目は畑 462㎡、現況は、宅地です。

農地区分は10ha以上の広がりを見せる第1種農地、除外後の用途は、庭園及び通行用地並びに農機具収納庫用地であり、既にその状態にあります。

申請地につきまして、18ページをご覧ください。

大家庄地区不動堂地内で、県道朝日・宇奈月線沿いにあります。

願出人の父親は、昭和35年に農家住宅を建築され、昭和44年から造園工事業を営まれました。

申請地〇〇番〇には、庭の一部と家の周りの通路が設置されており、平成2年には申請地〇〇〇番〇に造園工事用資機材や農機具等を収納する倉庫を建築しております。

一方、譲受人である〇〇 〇〇さんは、令和3年に申請地から200mのところの事務所を構える農業法人を事業継承されました。

会社の農機具の収納場所の不足を感じていたところ、知人から農作業場等のある農家住宅の売却の話を聞き、願出人に売買を打診したところ、承諾され、今回の申請に至りました。

農機具用収納庫は、自身の会社に賃貸契約する予定です。

既に、違反転用の状態であり、願出者からは始末書の提出を受けております。

この度の申請地は、引き続き、庭の一部及び通路、そして農機具用収納庫と建物の周辺スペースとして使用され、除外面積706㎡は妥当な面積であると考えます。

申請地一帯は、昭和47年から昭和59年まで県営ほ場整備事業（大家庄）及び平成19年から平成24年まで県営土地改良総合整備事業（大家庄東部）の土地改良事業が実施された地域ではありますが、事業完了から新しいものでも、11年を経過しており、8年要件をクリアしており、朝日町土地改良区及び不動堂町内会長からも同意を得ております。

今後、除外が認められた場合には、5条の転用許可申請が提出されることとなります。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地ではありますが、転用目的が申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより事業の目的を達成できるとは認められないこと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず許可は可能と判断されるものと認識しております。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第4号の議案につきまして、審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からは「異議なし」で町に対し、報告いたします。

会 長 　予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 　次回開催日について…3月5日（火）16：00～

会 長 　そのほかに意見はありますか。

（意見なし）

会 長 　それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして2月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時12分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年　　月　　日

朝日町農業委員会議長　　荒尾　和彦

会議録署名委員

会議録署名委員